

現代海上の現状

2026 HYUNDAI INSURANCE

2025. 4 ~ 2026. 3 REPORT



ごあいさつ

平素より、皆さまには現代海上をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

昨年度も、国内外において台風・大雪・山火事など多くの自然災害が相次ぎました。被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。当社におきましては、保険金の迅速かつ適切なお支払い、保険の引受などを通じて、保険会社としての社会的責任を果たすべく、関係部門一丸となり全力で努めてまいります。

私ども現代海上火災保険は1955年に韓国で最初の海上保険専門会社として設立されました。以降、韓国損害保険業界のリーディングカンパニーとして順調に歩みを進め、現在では総資産は49兆ウォンを上回る規模に成長しました。また、韓国内にとどまらず世界7ヶ国・10拠点にわたる海外ネットワークを活かし、国内外のお客さまに多様なサービスを提供しております。財務の健全性においては、AM Best社から“A”（Stable）、Standard&Poor's社から“A”（Stable）の格付けを取得しております。

当日本支社は、現代海上における初めての海外拠点として、1976年に営業を開始して以来、本年で50周年という節目を迎えます。日本で営業を行う唯一の韓国系損害保険会社として、医療保険・自動車保険等を除く企業向け・個人向けの幅広い損害保険商品・サービスをお客さまに提供しております。

近年、気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、世界的なインフレ、デジタル技術の進展に伴うサイバーリスクの増大、地政学リスクの高まり、少子高齢化の進行など、私たちの日常生活・企業活動を取り巻く環境は大きく変化しています。このような時代だからこそ、保険を通じてお客さまに安心と安全を提供する私ども損害保険会社の社会的使命はかつてないほどに重要になっていると考えています。

当社はこれからも、お客さまのご期待に沿えるよう、最適な商品、サービスの提供に尽力し、「お客さまに信頼され、選ばれる損害保険会社」であり続けることを目指して、社員一同取り組んでまいります。

今後とも、皆さまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



現代海上火災保険株式会社

日本における代表者

金 黄泰

Kim Huang Tai

目 次

I	日本支社の概況および組織	1
II	主要な業務の内容	2
III	主要な業務に関する事項	6
IV	日本支社の運営	17
V	直近の 2 事業年度における財産の状況	24
VI	～ VIII 保険会社及びその子会社等について	41
IX	本社概要(2025 年 12 月末)	42

本冊子は、保険業法第 111 条に基づき、2025 年度(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)の当社の日本における事業活動及び財務状況などをご報告するために制作したディスクロージャー誌です。

なお、本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表は、本職として適正であることを確認します。

又、本社に報告した決算にかかわる内部監査の有効性は、本社において確認されております。

2026 年 8 月

現代海上火災保険株式会社

日本における代表者 金 黄泰

東京都千代田区丸の内 1-7-12

TEL: 03-5962-9500

<http://www.hdinsurance.co.jp/>

I

日本支社の概況および組織

1. 現代海上火災保険日本支社の特色

現代海上火災保険株式会社は、日本で損害保険の営業を行っている唯一の韓国系の損害保険会社です。1976 年に日本での営業を開始し、49 年以上の損害保険営業の実績があります。個人向け、企業向けの各種商品を取扱っていますが、積立型保険、医療保険および自動車保険の販売は行っておりません。

2. 沿革

- 1955 年 3 月 韓国で最初の海上保険会社、「東方海上保険株式会社」として設立
- 1963 年 8 月 東方海上火災保険株式会社に商号を変更
- 1976 年 10 月 日本支社を東京に開設
- 1977 年 10 月 大阪支店を開設
- 1985 年 10 月 現代海上火災保険株式会社に商号を変更

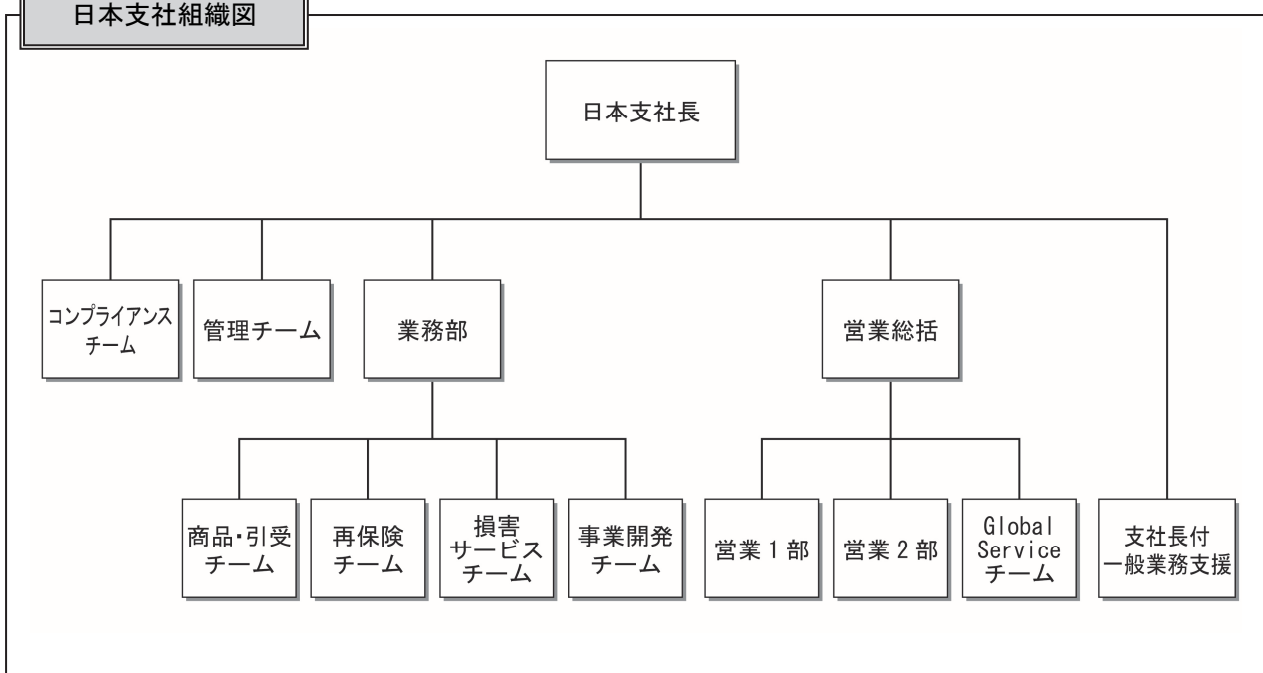
3. 日本支社の組織

日本における代表者 金 黄泰

日本支社 〒100-0005
東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19 階
電話 03-5962-9500
ファックス 03-5962-9501

大阪事務所 〒542-0081
大阪市中央区南船場 3-11-18 Osaka Metro 心斎橋ビル 7 階
電話 06-6245-5447
ファックス 06-6245-7893

日本支社組織図



2026 年 8 月 1 日現在

Ⅱ

主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

当社は損害保険業として次の業務を行っています。

(1) 保険の引受

当社は次の各種保険の引受を行っています。

火災保険
賠償責任保険
傷害保険
海上保険
その他の保険
各種保険の再保険

(2) 資産の運用

保険料として収受した金銭その他の資産を運用しています。

2. 取扱商品(主な取扱商品の一覧)

火災保険

普通火災保険
住宅火災保険
住宅総合保険
店舗総合保険
地震保険
企業財産包括保険

賠償責任保険

施設所有(管理)者賠償責任保険
昇降機賠償責任保険
生産物賠償責任保険
旅館賠償責任保険
店舗賠償責任保険
請負業者賠償責任保険
ゴルファー保険
個人賠償責任保険

傷害保険

普通傷害保険
海外旅行傷害保険
所得補償保険

機械保険

機械保険
組立保険

動産総合保険

動産総合保険

建設工事保険

建設工事保険

信用保険

取引信用保険

海上保険

貨物海上保険

労災責任保険

労働災害総合保険

運送保険

運送保険

3. 保険の仕組みについて

(1) 保険制度

保険制度とは、偶然な事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故が発生し、損害を被った場合に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように、損害保険とは「大数の法則」を利用し、相互にリスクを分散して経済的補償を提供することにより、個人の生活や企業経営の安定に資するものといえます。「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉がこのことをよく表しています。

(2) 保険契約

保険契約とは、偶然な一定の事故によって生じる損害を保険会社が補償することを約束して、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約のことをいいます。保険契約が締結された場合、保険会社はその証として、保険契約申込書に記載された内容に基づき、保険証券を作成し、保険契約者にお渡します。

(3) 再保険

台風や大火災、地震のような広域にわたる大災害の発生や、大事故が多発したような場合、一保険会社ではその巨額な保険金の全額を負担することができない可能性があります。こうした場合の対策として、保険会社はその負担能力を超える部分を、他の保険会社に保険を付けることによってリスクの分散化・平準化を図っています。これを「再保険」といいます。一般的に他の保険会社に再保険を手配することを「出再(しゅっさい)」、他の保険会社から再保険を引き受けることを「受再(うけさい、じゅさい)」といいます。当社では、出再については韓国本社の管理のもと、相手再保険会社の資産・信用および営業状態等を総合的に判断して、慎重に再保険先を選定しています。受再については、再保険のリスクや条件・成績等を精査して、慎重な判断の下に引受を行っています。

4. 保険約款

(1) 約款の位置付け

損害保険は目に見えない商品ですが、その内容を具体的に記載したものが保険約款です。約款には基本的な保険契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約によってそれを補完したり変更したりする「特別約款」および「特約」があります。

(2) 契約時の留意事項

保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立します。保険のご契約にあたっては、ご加入される保険契約の普通保険約款・特別約款・特約等について、当社社員または代理店から十分な説明を受けるとともに、ご契約内容をよくご確認していただいたうえでご契約いただくことが重要です。

5. 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっております。保険期間開始後でも、保険料領収前に事故が発生した場合は保険金をお支払いすることができません。また、保険期間の中途において危険の増加や減少が生じた場合は、保険料の追加請求や返還を行う場合があります。

(2) 保険料率

保険料率は、事故が発生したときに、保険会社が支払う保険金に充てられる部分である「純保険料率」と、保険会社が保険事業を行うために必要な経費などに充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。これらを合算したものを「営業保険料率」といい、これを基に実際の保険料が算出されています。

なお、当社は、火災保険および傷害保険の主な保険種類については、損害保険料率算出機構が算出し、金融庁へ届け出た参考純率を純保険料率として、また、地震保険については損害保険料率算出機構が算出し、金融庁へ届け出た基準料率を営業保険料率として使用しています。

6. 保険金のお支払い(保険金の支払の仕組み)

損害保険の契約について事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの流れはおおむね次のようになっています。

(1) 事故直後の緊急措置

万一事故が発生した場合には、事故の態様に応じた緊急措置(被害の拡大防止、負傷者の救護、警察署・消防署への通報等)を講じるよう、ご契約者・被保険者に求めています。

(2) 保険会社・代理店への事故通知

できるだけ早く当社または当社代理店まで、事故の日時・場所・状況・被害の程度等を通知するよう、ご契約者・被保険者に求めています。

(3) 保険金請求書類のご案内

ご契約者・被保険者へ保険金請求に必要な書類をご案内します。

(4) 事故状況の調査

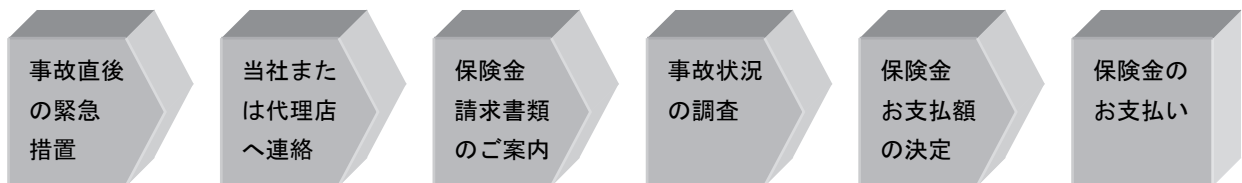
ご契約者・被保険者から事故通知を受けた後、当社の担当者がご契約の内容を確認のうえ罹災物件や現場の状況の調査、修理業者や病院等への照会を行い、保険金のお支払いの対象となる事故であるかどうか、損害の程度等についての判断を行います。

(5) 保険金お支払い額の決定

修理見積書・示談書等の損害額把握のための書類の確認後、ご契約者・被保険者と協議のうえ保険金お支払い額を決定します。

(6) 保険金のお支払い

ご指定の金融機関口座へ、お振り込みします。



7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

ご契約の申し込みは、当社代理店または当社社員が承ります。

ご契約にあたっての注意点は、次のとおりご案内しております。

- ①ご契約内容を十分ご確認ください。重要事項についての説明を受け、申込書の内容がご希望に沿った内容であることをご確認ください。
- ②申込書の内容に誤りが無いか、よくご確認ください。万一ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合があります。
- ③保険金額は適正に設定してください。保険金額の設定が保険価額を下回る場合には、事故の際に十分な補償が受けられない場合があります。また、保険金額が保険価額を超えている場合には、保険価額を超えた補償は受けられませんのでご注意ください。
- ④保険料はご契約締結時にお支払いください。保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。
- ⑤個人がご契約者で、保険期間が1年を超える保険契約(営業または事業のための契約や、質権が設定された契約等を除きます。)については、クーリングオフ(ご契約申し込みの撤回)制度が適用されます。「申込日」または「クーリングオフの説明書を受領した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面(郵送)または電子メールによる通知をもってクーリングオフを行うことができます。クーリングオフされた場合、既に払い込まれた保険料は原則として全てご返却いたします。

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は、損害保険会社と締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、損害保険会社に代わって損害保険の募集を行います。その他、保険会社は代理店に以下の業務を委託しています。

- ・保険契約の締結
- ・保険契約の変更・解約の申出の受付
- ・保険料の領収または返還
- ・保険料領収証の発行および交付
- ・保険証券の交付(当社が認める場合に限る)
- ・保険の対象の調査
- ・保険契約の維持・管理に関連する事項、その他保険の募集に必要な事項で当社が特に指示した事項

また、代理店はお客さまと保険会社の橋渡し役として、お客さまのニーズに対応した各種保険情報を提供し、万一の事故の際には、保険金請求についての適切なアドバイスを行うなどのサービスを日常業務としています。このように、代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとして、「お客さまの家庭や会社に生じた危険や災害による損害や損失を補償し、経済生活の安定を図る」という損害保険会社の社会的役割の一翼を担っております。

(3) 代理店登録

損害保険代理店は、保険業法に基づき監督官庁に登録することが義務付けられています。この登録を行って初めて、保険契約の募集を行うことができます。登録事項に変更が生じた時や、代理店業務を廃止する時には、届出をする必要があります。

また、代理店の役員・使用人として保険募集に従事する人は、事前に所定の損害保険募集人一般試験(損保一般試験)に合格したうえで、監督官庁に届出をする必要があります。

(4) 代理店数

2026年3月末現在の代理店数は、101店です。

(5) 勧誘方針

当社は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、お客さまへ金融商品を販売する際の勧誘方針を次のとおり定め、当社ホームページで公表しています。

＜ 勧 誘 方 針 ＞

1. 商品の販売にあたっては、保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他の関係法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売にあたっては、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客さまの商品に関する知識、経験、購入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、ご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
4. 市場の動向に大きく影響される商品については、お客さまの判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めてまいります。
5. 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所、方法等について十分配慮するよう努めてまいります。
6. お客さまの情報については、適正に取り扱うと共に厳正に管理します。
7. 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続きが行われるよう努めてまいります。
8. お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。

Ⅲ 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況

2025 年度における収入保険料は 31,558 百万円(前期比+7,126 百万円、29.2%増)、正味収入保険料は 1,274 百万円(前期比-97 百万円、7.1%減)を計上しました。支払保険金は 1,702 百万円(前期比+249 百万円、17.2%増)、正味支払保険金は 508 百万円(前期比+73 百万円、16.8%増)を計上した結果、正味損害率は 39.9%(前期 31.8%)となりました。また、事業費は△587 百万円(前期比△387 百万円、194.1%減)を計上した結果、正味事業比率は△46.1%(前期△14.6%)となりました。

これらに支払備金、責任準備金の変動を加減した結果、保険引受利益は 1,115 百万円(前期比+185 百万円)となりました。資産運用利益の 80 百万円を加算し、経常利益は 1,195 百万円(前期比+249 百万円)となり、当期純利益は 858 百万円(前期比+172 百万円)となりました。

2. 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

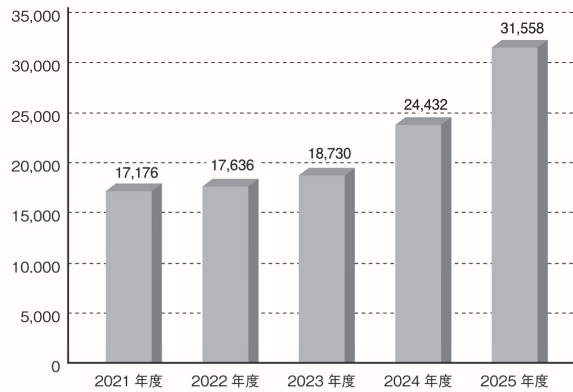
項目 \ 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
経常収益	998	923	1,274	1,393	1,354
経常利益	600	359	558	946	1,195
当期純利益	446	253	387	686	858
持込資本金	1,948	1,948	1,948	1,948	1,948
純資産額	2,941	3,161	3,537	4,177	5,001
総資産額	8,626	11,475	12,394	16,335	15,786
責任準備金残高	745	934	1,183	1,364	1,490
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	1,081	1,247	1,636	1,789	1,854
ソルベンシー・マージン比率(%)	-	-	-	-	278.0%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数(人)	36	38	41	43	51
正味収入保険料	709	904	1,236	1,371	1,274

(注)2026 年 3 月期決算から「経済価値ベース」による新制度が始まりました。このため、旧制度による前年度以前の数字の記載を省略しています。

【過去5事業年度の主要な業績状況】

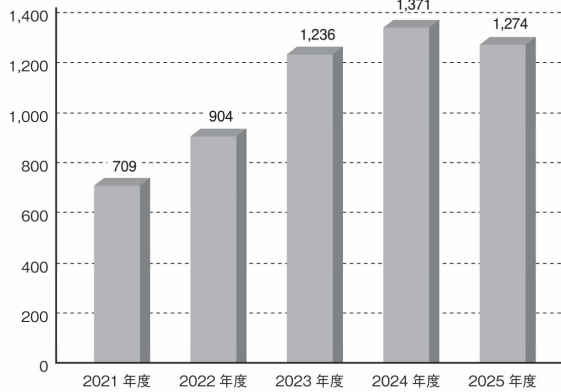
■ 収入保険料

(単位：百万円)



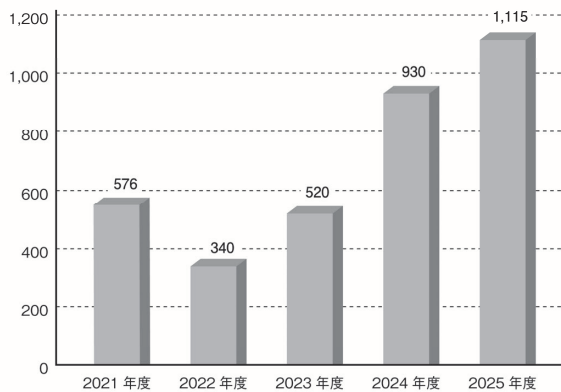
■ 正味収入保険料

(単位：百万円)



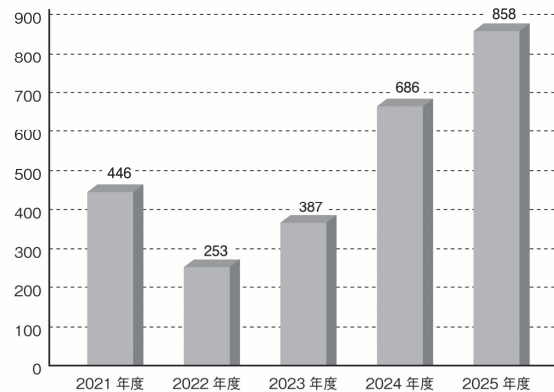
■ 保険引受利益

(単位：百万円)



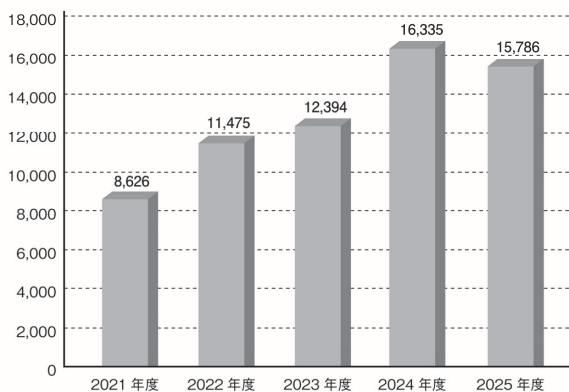
■ 当期純利益

(単位：百万円)



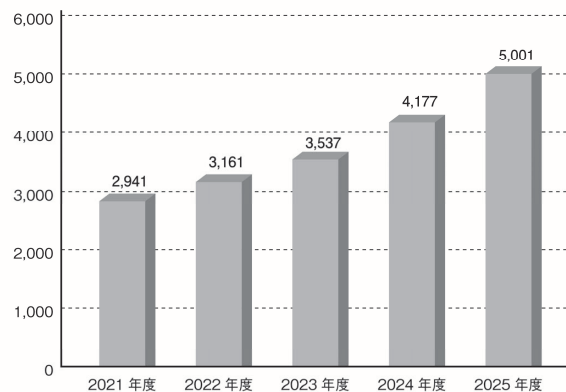
■ 総資産

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



3. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 正味収入保険料の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	950	1,011	885
海上保険	57	55	54
傷害保険	19	69	123
自動車保険	-	-	-
その他	209	233	211
(うち賠償責任)	(164)	(195)	175
合計	1,236	1,371	1,274

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－支払再保険料

(2) 元受正味保険料の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	7,631	11,147	14,748
海上保険	1,081	1,179	1,577
傷害保険	94	312	171
自動車保険	-	-	-
その他	7,875	8,666	12,249
(うち賠償責任)	(5,785)	(7,024)	(8,704)
合計	16,683	21,307	28,747

(注) 元受正味保険料＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

(3) 受再正味保険料の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	1,258	1,625	1,373
海上保険	10	11	0
傷害保険	14	61	115
自動車保険	-	-	-
その他	762	1,426	1,321
(うち賠償責任)	(762)	(1,426)	(1,321)
合計	2,047	3,124	2,810

(注) 受再正味保険料＝受再保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

(4) 支払再保険料の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	7,940	11,761	15,236
海上保険	1,034	1,135	1,524
傷害保険	89	304	164
自動車保険	-	-	-
その他	8,429	9,859	13,359
(うち賠償責任)	(6,383)	(8,255)	(9,850)
合計	17,493	23,060	30,284

(注) 支払再保険料＝出再保険料－(出再保険返戻金＋その他再保険収入)

(5) 解約返戻金の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	87	90	248
海上保険	-	-	-
傷害保険	0	0	0
自動車保険	-	-	-
その他	6	204	4
(うち賠償責任)	(2)	(204)	(4)
合計	94	295	253

(注) 解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

(6) 保険引受利益の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	△69	271	475
海上保険	119	141	153
傷害保険	32	72	△123
自動車保険	0	0	0
その他	438	444	609
(うち賠償責任)	(332)	(360)	(458)
合計	520	930	1,115

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－営業費及び一般管理費±その他収支

(7) 正味支払保険金の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	366	330	356
海上保険	0	29	7
傷害保険	9	18	65
自動車保険	－	－	－
その他	7	56	79
(うち賠償責任)	(△4)	(43)	(73)
合計	384	435	508

(注) 正味支払保険金＝元受正味保険金＋受再正味保険金－回収再保険金

(8) 元受正味保険金の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	684	585	1,017
海上保険	54	233	63
傷害保険	3	0	1
自動車保険	－	－	－
その他	205	240	186
(うち賠償責任)	(164)	(205)	(150)
合計	946	1,059	1,269

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

(9) 受再正味保険金の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	535	332	261
海上保険	1	0	0
傷害保険	12	18	64
自動車保険	－	－	－
その他	1	41	106
(うち賠償責任)	(1)	(41)	(106)
合計	550	392	432

(注) 受再正味保険金＝受再保険金－受再保険金戻入

(10) 回収再保険金の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災保険	852	587	922
海上保険	55	204	56
傷害保険	5	0	0
自動車保険	－	－	－
その他	198	225	213
(うち賠償責任)	(169)	(204)	(183)
合計	1,112	1,016	1,193

(注) 回収再保険金＝再保険金－再保険金戻入

4. 保険契約に関する指標等

(1) 契約者配当金の額

該当ありません。

(2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位: %)

年度 種目	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災保険	38.6	32.3	70.9	32.7	21.1	53.8	40.3	△3.3	36.9
海上保険	1.4	△158.6	△157.2	52.5	△169.1	△116.6	13.2	△216.2	△203.0
傷害保険	49.7	37.8	87.4	26.6	17.5	44.1	53.5	18.8	72.3
自動車保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	3.6	△152.1	△148.5	24.2	△141.4	△117.2	37.5	△219.3	△181.8
(うち賠償責任)	(△2.5)	(△146.4)	(△149.0)	22.0	△141.7	△119.7	42.1	△197.4	△155.4
合計	31.1	△7.7	23.4	31.8	△14.6	17.2	39.9	△46.1	△6.2

注 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷(正味収入保険料)

2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷(正味収入保険料)

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位: %)

年度 種目	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災保険	8.0	16.7	24.7	14.2	17.6	31.8	32.8	15.1	47.8
海上保険	14.1	9.4	23.6	30.2	9.2	39.3	27.3	8.6	35.8
傷害保険	△7.5	2.1	△5.4	△13.4	6.6	△6.8	70.8	10.0	80.8
自動車保険	△594.7	-	△594.7	-	-	-	-	-	-
その他	1.4	7.6	9.0	2.2	11.3	13.5	2.5	11.7	14.2
(うち賠償責任)	(1.1)	(7.7)	(8.8)	3.0	12.1	15.1	3.4	12.5	15.9
合計	4.7	11.5	16.2	9.5	14.2	23.7	20.2	13.2	33.4

注 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率＝発生損害率＋事業費率

5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

(4) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国内契約	97.3%	98.6%	99.4%
海外契約	2.7%	1.4%	0.6%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について、国内契約および海外契約の割合を記載しております。

(5) 出再を行った再保険者の数及び出再保険料の上位 5 社の割合

区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度
出再先保険会社の数	13	21	17
出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合	72.1%	70.1%	68.9%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(6) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度
A以上	89.5%	92.8%	92.0%
BBB以上	0.0%	0.0%	0.0%
その他(格付なし・不明・BB以下)	10.5%	7.2%	8.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象にしています。ただし、再保険プールを含んでいません。

<格付区分の方法>

・Standard & Poor's 社及びA.M.Best社の格付を使用しています。

・Aー以上は「A 以上」、BBB 未満は「その他(格付なし・不明・BB 以下)」に区分しております。

(7) 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種目計		2023 年度	2024 年度	2025 年度
1	年度開始時の未収再保険金	320	302	448
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	1,112	1,016	1,193
3	当該年度回収等	1,131	871	1,173
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	302	448	467

(注) 地震・自賠償に係る金額を除いております。

5. 経理に関する指標等

(1) 支払備金の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
火災保険	839	902	862
海上保険	24	0	9
傷害保険	93	38	172
自動車保険	0	0	0
その他	104	152	148
(うち賠償責任)	(86)	(141)	(137)
合計	1,062	1,093	1,192

(2) 責任準備金の推移

(単位:百万円)

保険種目	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
火災保険	862	1,002	1,112
海上保険	21	26	27
傷害保険	30	52	75
自動車保険	47	47	47
その他	220	234	226
(うち賠償責任)	(104)	(120)	(113)
合計	1,183	1,364	1,490

(3) 責任準備金積立水準

対象となる種目の取扱いがないため、該当ありません。

(4) 引当金明細表

2024 年度

(単位: 百万円)

区分 \ 年度	2023 年度 期末残高	2024 年度 増加額	2024 年度 減少額	2024 年度 期末残高
一般貸倒引当金	-	-	-	-
個別貸倒引当金	28	-	4	24
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	77	13	2	88
役員退職慰労金引当金	-	-	-	-
賞与引当金	19	147	144	22
価格変動準備金	4	0	-	4
合計	129	161	151	139

2025 年度

(単位: 百万円)

区分 \ 年度	2024 年度 期末残高	2025 年度 増加額	2025 年度 減少額	2025 年度 期末残高
一般貸倒引当金	-	-	-	-
個別貸倒引当金	24	0	-	25
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	88	14	-	102
役員退職慰労金引当金	-	-	-	-
賞与引当金	22	172	166	28
価格変動準備金	4	0	-	5
合計	139	188	166	161

(5) 貸付金償却の額

該当ありません。

(6) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	・増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ・経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	2024 年度	13 百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額は 0 百万円
	2025 年度	13 百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額は 0 百万円

(注) 地震保険については、ノールス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等によって相殺しております。

(7) 事業費(含む損害調査費)

(単位: 百万円)

区分 \ 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
人件費	384	456	510
物件費	239	252	316
税金	1	2	2
拠出金	-	-	-
負担金	0	0	0
諸手数料及び集金費	△720	△911	△1,417
合計	△95	△199	△587

(注) 「拠出金」は、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金です。

「負担金」は、保険契約者保護機構に対する負担金です。

6. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位: 百万円、%)

区分 \ 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	9,382	75.7	12,521	76.6	12,108	76.7
有価証券	1,636	13.2	1,789	11.0	1,854	11.7
運用資産計	11,018	88.9	14,311	87.6	13,963	88.5
総資産計	12,394	100.0	16,335	100.0	15,786	100.0

(2) 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位: 百万円、%)

区分 \ 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金	6	0.10	11	0.12	27	0.27
有価証券	7	0.48	8	0.52	12	0.65
合計	14	0.17	19	0.19	39	0.33

(3) 海外投融資残高及び構成比

(単位: 百万円、%)

区分 \ 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
円貨建 外国公社債	489	100.0	680	100.0	673	100.0
合計	489	100.0	680	100.0	673	100.0

(4) 海外投融資利回り

(単位: 百万円、%)

区分 \ 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
	インカム 利回り	実現 利回り	インカム 利回り	実現 利回り	インカム 利回り	実現 利回り
円貨建 外国公社債	0.57	0.57	0.67	0.67	0.86	0.86
合計	0.57	0.57	0.67	0.67	0.86	0.86

(5) 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

(6) 保有有価証券の種類の残高及び合計に対する構成比

(単位: 百万円、%)

区分 \ 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債	196	12.0	188	10.5	183	9.9
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	950	58.1	919	51.4	998	53.8
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	489	29.9	680	38.1	673	36.3
その他の証券	-	-	-	-	-	-
合計	1,636	100.0	1,789	100.0	1,854	100.0

(7) 保有有価証券利回り

(単位: %)

区分 \ 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
	インカム 利回り	実現 利回り	インカム 利回り	実現 利回り	インカム 利回り	実現 利回り
公社債	0.45	0.45	0.46	0.46	0.54	0.54
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	0.57	0.57	0.67	0.67	0.86	0.86
その他の証券	-	-	-	-	-	-
合計	0.48	0.48	0.52	0.52	0.65	0.65

(8) 有価証券の種類別の残存期間別残高

2024 年度

(単位: 百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債	-	-	-	94	94	-	188
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	97	97	555	91	76	919
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	299	98	282	-	-	680
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	397	196	932	186	76	1,789

2025 年度

(単位: 百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債	-	-	92	90	-	-	183
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	195	375	357	-	69	998
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	199	197	96	180	-	-	673
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	199	392	564	627	-	69	1,854

(9) 業種別保有株式の額

(10) 貸付金の残存期間別の残高

(11) 担保別貸付金残高

(12) 業種別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

(13) 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

(9)～(13) 全て該当ありません。

(14) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位: 百万円)

区分 \ 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
土地	-	-	-
建物	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-
リース資産	-	-	-
その他の有形固定資産	5	79	62
合計	5	79	62

7. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

(2) 特別勘定資産

(3) 特別勘定の運用収支

(1)～(3) 全て該当ありません。

8. 責任準備金残高の内訳

2023 年度

(単位:百万円)

保険種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災保険	584	278	-	-	-	862
海上保険	8	13	-	-	-	21
傷害保険	7	22	-	-	-	30
自動車保険	-	47	-	-	-	47
その他	100	119	-	-	-	220
(うち賠償責任)	(81)	(23)	(-)	(-)	(-)	(104)
合計	700	482	-	-	-	1,183

2024 年度

(単位:百万円)

保険種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災保険	623	379	-	-	-	1,002
海上保険	9	16	-	-	-	26
傷害保険	27	25	-	-	-	52
自動車保険	-	47	-	-	-	47
その他	109	125	-	-	-	234
(うち賠償責任)	(93)	(27)	(-)	(-)	(-)	(120)
合計	770	594	-	-	-	1,364

2025 年度

(単位:百万円)

保険種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災保険	499	613	-	-	-	1,112
海上保険	7	20	-	-	-	27
傷害保険	46	29	-	-	-	75
自動車保険	-	47	-	-	-	47
その他	96	129	-	-	-	226
(うち賠償責任)	(82)	(30)	(-)	(-)	(-)	(113)
合計	649	840	-	-	-	1,490

(注) 地震保険の危険準備金は普通責任準備金に含めています。

9. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生 事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生 事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2021 年度	1,691	769	942	△20
2022 年度	2,650	1,416	685	549
2023 年度	1,823	395	907	520
2024 年度	1,836	747	1,083	4
2025 年度	2,533	1,047	5,255	△3,769

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険及び自賠責保険に係る金額を除いて記載しております。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

10. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

(1) 傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
+ 累計 支払保険 金	事故発生年度末	0			4			0			0			1		
	1年後	1	2.45	0	6	1.39	1	0	0.90	0	0	1.03	0			
	2年後	1	1.41	0	6	0.99	0	0	1.00	0						
	3年後	1	0.99	0	6	1.00	0									
	4年後	1	1.00	0												
最終損害見積り額		1			6			0			0			1		
累計保険金		1			6			0			0			0		
支払備金		0			0			0			0			0		

(2) 自動車保険

該当ありません。

(3) 賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
+ 累計 支払保険 金	事故発生年度末	636			427			415			323			317		
	1年後	238	0.37	△398	213	0.50	△213	229	0.55	△185	207	0.64	△116			
	2年後	158	0.67	△79	170	0.80	△43	259	1.13	29						
	3年後	163	1.03	5	177	1.04	6									
	4年後	150	0.92	△12												
最終損害見積り額		150			177			259			207			317		
累計保険金		143			162			175			111			61		
支払備金		6			14			84			96			255		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

IV 日本支社の運営

1. リスク管理の態勢

損害保険会社をとりまくリスクは、金融のグローバル化、金融派生商品の多様化等を受け急激に多様化・複雑化しています。そのような中、自己責任の原則に基づき適切なリスク管理を行う必要性はますます重要になっています。これらのリスクには、保険引受リスクの他に、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等があります。これらを正確に管理・把握し、組織的なリスク管理体制の充実を進めることで、健全な経営の確保に努めています。

保険引受リスクについては、一定の引受基準に基づいた引受を行い、出再保険などで危険の移転を図る等のリスク管理を行っています。資産運用リスク・流動性リスクについては、収益の安定性および資産の安全性に重点を置いた資産運用を行うとともに財務の健全性を図っております。事務リスクについては、事務上のミスや不正の防止、効率的な事務処理体制の確立に努めています。システムリスクについては、情報セキュリティの強化、情報資産の適正な管理に努めています。また大地震等の緊急事態に対しても必要な準備を行っています。

2. コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

保険事業者として、保険業法や保険法等の法令の遵守は不可欠です。当社では役職員全員が高い倫理観に基づいた業務活動を行うべく、コンプライアンスチームを配置し、法令遵守の認識を深め、業務内容のチェックを日常的に行い、適正な業務の運営維持に努めています。さらに、「コンプライアンス基本方針」および毎年策定する「コンプライアンス・プログラム」に則り、倫理・法令遵守の徹底を図っております。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

当社では、責任準備金が健全な保険数理に基づいて合理的かつ妥当に積み立てられているのかについて保険計理人の確認を必要とする第三分野商品の取扱いについては、該当がありません。

4. 個人情報保護の管理態勢

情報資産の保護は会社運営における重要な課題の一つであると認識し、お客様情報や会社情報等の情報資産について遵守すべき事項・運営管理態勢を規定し、情報資産の保護の徹底を図っております。さらに、個人情報保護指針として19ページ記載のとおり「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を定め、当社ホームページ上で公表しています。

5. 社外・社内の監査・検査態勢

当社は、保険業法の定めにより金融庁の検査を受けることになっております。さらに、韓国本社を管轄する韓国金融監督院の検査を定期的に受けています。また、社内の監査としては、本社監査室による社内監査および日本支社独自の内部監査があります。当社の内部監査は、「法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性と有効性の検証および改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化を図ること」を目的として実施しており、その監査結果は経営会議等に報告されています。

6. 反社会的勢力に対する基本方針および対応

反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げ、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行に努めています。さらに、反社会的勢力対応の基本方針として、18ページ記載のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社ホームページ上で公表しています。

また、反社会的勢力情報のデータベースを構築し、当社引受の全契約につき定期的・随時的に保険契約者の突合チェックおよび保険金支払時の被保険者の突合チェック等により、保険契約の解除および保険金支払の拒絶等、反社会的勢力との関係遮断に努めています。

7. 保険相談等の紹介・案内

保険会社との間で問題を解決できない場合は、保険オンブズマンにご相談いただくことができます。当社は、「一般社団法人保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。保険オンブズマンは、法律に定められた裁判外紛争解決手続(ADR)の専門機関で、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険事業者の間のトラブルを、公正・中立、簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人保険オンブズマン

- ・所在地 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目 20 番 4 号 虎ノ門鈴木ビル 7F
- ・電話番号 : 03-5425-7963
- ・業務時間 : 午前 9 時 ～ 12 時、午後 1 時 ～ 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除きます)
- ・ホームページ : <https://www.hoken-ombs.or.jp>

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、損害保険会社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下の基本方針に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応を行います。

1. 組織としての対応

「コンプライアンス基本方針 第 2 条 行動規範」に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せず、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全確保に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

以上

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

【お客さまの個人情報の取扱いについて】

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他のガイドラインや一般社団法人外国損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」および認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の「損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置についての実務指針」に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善します。

* 以下 1. ～15. の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得・利用します。当社では、主に保険契約の申込書、契約書、保険金請求書、取引書類などにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除きます。下記 8.をご覧ください。)を、次の目的および下記 6.に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1)当社が取り扱う損害保険商品の販売・サービスの案内・提供(契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務を含みます。)を行うため。
- (2)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)
- (3)当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。
- (4)他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- (5)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。
- (6)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- (3)個人情報保護法第 27 条第 2 項に基づく手続きを行って第三者に提供する場合
- (4)損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記 6. 情報交換制度等をご覧ください。)

また、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのよ

うな提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録を残し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認および記録します。

4. 個人関連情報の取扱い

当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。

当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データ(下記 8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に個人データの取扱いを委託することがあります。

- (1)保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- (2)保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- (3)情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

6. 個人データの共同利用

(1)損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

(2)代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号もしくは個人情報保護法施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1)損害保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2)相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3)保険料収納事務等の遂行上、必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4)法令等に基づく場合
- (5)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 特定個人情報等の取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記 6. の共同利用も行いません。

9. 開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいた上で、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記 8. の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた上で手続きを行い、後日、ご本人の意向を確認した上で書面の郵送、または電磁的記録を電子メールに添付して送付等の方法で回答します。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合には、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ(上記 8. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

(1) 個人情報保護宣言の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「お問い合わせ窓口」等について本個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)で公表し、必要に応じて見直しています。

(2) 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直しています。

(3) 組織的安全管理措置

- ・個人データの管理責任者等の設置
- ・就業規則等における安全管理措置の整備
- ・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ・個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
- ・漏えい事案等に対応する体制の整備

(4) 人的安全管理措置

- ・従業者との個人データの非開示契約等の締結
- ・従業者の役割・責任等の明確化
- ・従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練
- ・従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

(5) 物理的安全管理措置

- ・個人データの取扱区域等の管理
- ・機器および電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄

(6) 技術的安全管理措置

- ・個人データの利用者の識別および認証
- ・個人データの管理区分の設定およびアクセス制御

- ・個人データへのアクセス権限の管理
- ・個人データの漏えい・毀損等防止策
- ・個人データへのアクセスの記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの監視および監査

(7) 外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

11. 再保険契約のための外国にある第三者への提供

当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）に個人データの提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）があります。

保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。ただし、海外にある引受保険会社等の所在国は以下の一覧の範囲内です。

(1) 引受保険会社等の所在国一覧

大韓民国、アメリカ合衆国、中華人民共和国香港等

(2) 当該国の個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください。（以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

12. 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合等個人情報保護法第 28 条第 1 項において「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」へ、個人データを提供するにあたっては、安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、提供先における個人データの安全管理措置に相当する措置を義務付ける契約を提供先との間で締結するなどします。

詳細につきましては、下記お問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

13. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

(2) 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

14. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

15. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記 8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記お問い合わせ先までお申し出ください。ただし、満期案内や保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象となりません。

当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

現代海上火災保険株式会社 日本支社

- ・所在地: 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19 階
- ・電話番号: 03-5962-9500(代表)
- ・FAX番号: 03-5962-9501
- ・受付時間: 9:00～17:30(土日祝祭日・年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会(<https://www.fnlia.gr.jp/>)の対象事業者です。対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を以下にて受け付けております。

(Web による受付も可能です)

<お問い合わせ先>

一般社団法人保険オンブズマン

- ・ホームページアドレス: <https://www.hoken-ombs.or.jp/>
- ・電話番号: 03-5425-7963
- ・受付時間: 午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時(土日祝祭日・年末年始を除く)

V 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位: 百万円)

科目 \ 年度	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)	2025 年度 (2026 年 3 月 31 日現在)	科目 \ 年度	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)	2025 年度 (2026 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	12,521	12,108	保険契約準備金	2,458	2,682
預貯金	12,521	12,108	支払備金	1,093	1,192
有価証券	1,789	1,854	責任準備金	1,364	1,490
国公債	385	377	その他負債	9,584	7,965
社債	1,403	1,477	共同保険借	1	3
有形固定資産	79	62	再保険借	4,397	5,502
無形固定資産	6	8	未払法人税等	81	150
その他資産	1,755	1,552	預り金	276	347
未収保険料	120	69	未払金	122	280
代理店貸	365	351	仮受金	4,705	1,681
共同保険貸	182	182	その他の負債	-	-
再保険貸	934	786	退職給付引当金	88	102
未収金	3	0	賞与引当金	22	28
未収収益	12	24	価格変動準備金	4	5
預託金	122	123	負債の部合計	12,158	10,784
地震保険預託金	-	-	(純資産の部)		
仮払金	-	-	持込資本金	1,948	1,948
その他の資産	12	15	利益剰余金又は剰余金	2,341	3,200
繰延税金資産	207	224	その他有価証券評価差額金	△112	△146
貸倒引当金	△24	△25	純資産の部合計	4,177	5,001
資産の部合計	16,335	15,786	負債及び純資産の部合計	16,335	15,786

(注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりです。
 - (1)満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行なっております。
 - (2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法により行っています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しています。
2. 有形固定資産の減価償却は、定額法により行なっております。
3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき計上しております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務計算基準に則り簡便法により算出した金額を計上しております。
5. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
6. 価格変動準備金は株式、外国為替等の価格変動による損失に備えるため、保険業法 115 条の規定に基づき計上しております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額は、40 百万円であります。
8. 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、保険業法第 197 条の自己資本に相当するものであります。
9. 繰延税金資産の総額は、363 百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した金額は、139 百万円であります。
10. 当期末における支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	7,812 百万円
同上にかかる出再支払備金	6,619 百万円
差引(イ)	1,192 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	-百万円
計(イ+ロ)	1,192 百万円
11. 当期末における責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	16,211 百万円
同上にかかる出再責任準備金	15,561 百万円
差引(イ)	649 百万円
その他の責任準備金(ロ)	840 百万円
計(イ+ロ)	1,490 百万円
12. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位: 百万円)

科目 \ 年度	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)	2025 年度 (2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)
経常収益	1,393	1,354
保険引受収益	1,373	1,274
正味収入保険料	1,371	1,274
支払備金戻入額	-	-
責任準備金戻入額	-	-
為替差益	2	-
その他保険引受収益	0	0
資産運用収益	19	80
利息及び配当金収入	19	39
有価証券売却益	-	-
為替差益	-	41
その他経常収益	0	0
経常費用	447	1,195
保険引受費用	△263	△671
正味支払保険金	435	508
損害調査費	-	0
諸手数料及び集金費	△911	△1,417
支払備金繰入額	30	99
責任準備金繰入額	181	125
為替差損	-	12
その他保険引受費用	0	0
資産運用費用	3	-
為替差損	3	-
営業費及び一般管理費	711	829
その他経常費用	△4	0
貸倒引当金繰入額	△4	0
貸倒損失	-	-
その他の経常費用	0	0
経常利益	946	1,195
特別利益	0	-
固定資産処分益	0	-
価格変動準備金戻入額	-	-
その他特別利益	-	-
特別損失	0	0
固定資産処分損	-	-
価格変動準備金繰入額	0	0
その他特別損失	-	-
税引前当期純利益	945	1,195
法人税及び住民税	294	353
法人税等調整額	△35	△17
法人税等合計	259	336
当期純利益	686	858

(注記)

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	31,558 百万円
支払再保険料	30,284 百万円
差引	1,274 百万円

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	1,702 百万円
回収再保険金	1,193 百万円
差引	508 百万円

3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

代理店手数料等	2,890 百万円
出再保険手数料	4,307 百万円
差引	△1,417 百万円

4. 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	3,961 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	3,862 百万円
差引(イ)	99 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかわる支払備金繰入額(ロ)	-百万円
計(イ+ロ)	99 百万円

5. 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	3,456 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	3,577 百万円
差引(イ)	△120 百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	245 百万円
計(イ+ロ)	125 百万円

6. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	27 百万円
有価証券利息・配当金	12 百万円
計	39 百万円

7. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)持込資本金等変動計算書

(単位:百万円)

	持込資本金等				評価・換算 差額等	純資産合計
	持込資本金・ 供託金	剰余金			その他 有価証券 評価差額金	
		任意 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計		
前期末残高	1,948	－	2,341	2,341	△112	4,177
当期の変動額	－	－	858	858	△34	824
本社からの送金	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	858	858	－	858
株主資本以外の 項目の当期変動額	－	－	－	－	△34	△34
当期末残高	1,948	－	3,200	3,200	△146	5,001

(注) 当社は外国損害保険会社の支店ですので、株式会社における資本金等に相当する数値を記載しています。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

科目	年度	2024 年度	2025 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		945	1,195
減価償却費		10	20
支払備金の増加額		30	99
責任準備金の増加額		181	125
貸倒引当金の増加額		△4	0
退職給付引当金の増加額		10	14
価格変動準備金の増加額		0	0
利息及び配当金収入		△19	△39
有価証券関係損益		-	-
為替差損益		△6	2
有形固定資産関係損益		-	-
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		△533	213
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		3,079	△1,681
その他		-	-
小計		3,696	△48
利息及び配当金の受取額		15	28
法人税等の支払額		△296	△285
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,415	△305
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		△998	297
有価証券の取得による支出		△200	△100
有価証券の売却・償還による収入		-	-
資産運用活動計		△1,198	197
(営業活動及び資産運用活動計)		2,217	△107
有形固定資産の取得による支出		△81	-
有形固定資産の売却による収入		-	-
その他		-	△4
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,279	193
財務活動によるキャッシュ・フロー			
本店からの送金による収入		-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額		6	△2
現金及び現金同等物の増加額		2,141	△115
現金及び現金同等物期首残高		5,876	8,018
現金及び現金同等物期末残高		8,018	7,903

(注) 現金及び現金同等物の範囲は、現金、預貯金(当座預金、普通預金、通知預金、定期預金(預入期間が3ヶ月以内))です。

2. 保険業法に基づく債権

3. 元本補填契約のある信託に係る債権の状況

2、3 全て該当ありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

<ソルベンシー・マージン比率とは>

○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力を持っているかを示す重要な指標です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけの支払余力(=ソルベンシー・マージン)を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期は正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

<適格資本・所要資本>

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層(Tier)に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提(ゴーイングコンサーン)及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

<単体ベースの比率、連結ベースの比率>

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社+子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

なお、子会社株式に係る特例手法を適用して単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出し、その計算結果を連結ベースの計算結果とすることもできます。

(1) 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円、%)

区分(単体ベース)		2024 年度	2025 年度	増減
	Tier1 適格資本の額(B)－(C) (A)	－	5,538	－
	Tier1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	－	5,693	－
	算入制限のない Tier1 資本調達手段の額	－	－	－
	算入制限のある Tier1 資本調達手段の額	－	－	－
	資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額	－	5,693	－
	Tier1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	－	154	－
	Tier2 適格資本の額(E)－(F)－(G) (D)	－	147	－
	Tier2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	－	147	－
	Tier2 資本調達手段の額	－	－	－
	資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額	－	147	－
	Tier2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	－	－	－
	Tier2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	－	－	－
	適格資本の額(A)+(D) ①	－	5,686	－
	生命保険リスクの額 (a)	－	－	－
	損害保険リスクの額 (b)	－	474	－
	巨大災害リスクの額 (c)	－	778	－
	市場リスクの額 (d)	－	175	－
	信用リスクの額 (e)	－	1,377	－
	オペレーショナル・リスクの額 (f)	－	401	－
	マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (g)	－	－	－
	分散効果の額 (h)	－	796	－
	所要資本の額(税効果考慮前)(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h) (i)	－	2,410	－
	所要資本の税効果の額 (j)	－	365	－
	所要資本の額(税効果考慮後)(i)－(j) ②	－	2,045	－
ソルベンシー・マージン比率 ①／②		－	278.0%	－

(注) 1. 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)及び第 87 条(通常の予測を超える危険に対応する額)並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

2. 2024 年度末及び増減については、本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(2) ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位:百万円、%)

要約(単体ベース)			
項 目	イ	ロ	ハ
	2024 年度	2025 年度	増減
適格資本の額(A)	－	5,686	－
所要資本の額(B)	－	2,045	－
ソルベンシー・マージン比率((A)／(B))	－	278.0%	－

(注) 2024 年度末及び増減については、本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(3) 適格資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

適格資本の額の構成(単体ベース)		
項 目	イ	ロ
	2024 年度	2025 年度
Tier1 適格資本の額((B)－(C)) (A)	－	5,538
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	－	5,693
算入制限のない Tier1 資本調達手段の額	－	－
算入制限のある Tier1 資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額	－	5,693
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	－	4,046
資本剰余金(Tier2 適格資本に算入されるものを除く)の額	－	－
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	－	△ 146
その他の拠出金等の額	－	1,948
経済価値ベースの調整額	－	△ 154
Tier1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	－	154
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額	－	8
繰延税金資産の額	－	146
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額	－	－
他の金融機関等が意図的に保有している Tier1 資本調達手段の額	－	－
自己の Tier1 資本調達手段への投資の額	－	－
不適格再保険資産の額	－	－
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	－	－
Tier2 適格資本の額((E)－(F)－(G)) (D)	－	147
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	－	147
Tier2 資本調達手段の額	－	－
算入制限のある Tier1 資本調達手段の制限を超過した額	－	－
払込済み Tier2 資本調達手段の額	－	－
払込未済の Tier2 資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額	－	147
Tier2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	－	－
処分制約のある資産のうち Tier1 適格資本から控除される額	－	－
Tier2 バスケット(上限適用後)の額	－	147
Tier2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	－	－
他の金融機関等が意図的に保有している Tier2 資本調達手段の額	－	－
自己の Tier2 資本調達手段への投資の額	－	－
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	－	－
適格資本の額((A)＋(D))	－	5,686

(注)2024 年度末については、本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(4) 所要資本の額の構成に関する事項

(単位: 百万円)

所要資本の額の構成(単体ベース)		
項 目	イ	ロ
	2024 年度	2025 年度
生命保険リスクの額 (A)	-	-
損害保険リスクの額 (B)	-	474
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	-	56
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	-	0
財物保険類似の商品に係るリスクの額	-	422
その他保険に係るリスクの額	-	39
巨大災害リスクの額 (C)	-	778
巨大自然災害リスクの額	-	778
日本における地震に係るリスクの額	-	416
日本における風水災に係るリスクの額	-	531
日本における雪災に係るリスクの額	-	131
外国における巨大自然災害リスクの額	-	70
その他の額	-	-
その他の巨大災害に係るリスクの額	-	8
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
市場リスクの額 (D)	-	175
金利リスクの額	-	24
スプレッドリスクの額	-	3
株式リスクの額	-	-
不動産リスクの額	-	-
為替リスクの額	-	98
資産集中リスクの額	-	138
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
信用リスクの額 (E)	-	1,377
オペレーショナル・リスクの額 (F)	-	401
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	-	-
分散効果の額 (H)	-	796
所要資本の額(税効果考慮前) ((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)-(H)) (I)	-	2,410
所要資本の税効果の額 (J)	-	365
所要資本の額(税効果考慮後) ((I)-(J))	-	2,045

- (注) 1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
2. 生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。
3. 2024 年度末については、本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(5)経済価値ベースのバランスシートに関する事項(単体ベース)

2025 年度末

(単位:百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替え の額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	15,786	-	9,752	25,538
現金及び預貯金	12,108	-	-	12,108
コールローン	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	1,854	-	-	1,854
国債	183	-	-	183
地方債	-	-	-	-
社債	900	-	-	900
株式	-	-	-	-
外国証券	770	-	-	770
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
有形固定資産	62	-	-	62
土地	-	-	-	-
建物	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-
その他の有形固定資産	62	-	-	62
無形固定資産	8	-	-	8
ソフトウェア	8	-	-	8
のれん	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-
その他の無形固定資産	-	-	-	-
前払年金費用	-	-	-	-
繰延税金資産	224	-	△ 78	146
再評価に係る繰延税金資産	-	-		-
貸倒引当金	△ 25	-	-	△ 25
投資損失引当金	-	-	-	-
その他資産	1,552	-	-	1,552
特別勘定等の資産	-	-	-	-
再保険回収額		-	9,830	9,830

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替え の額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
負債の部				
総負債	10,784	△ 845	9,906	19,844
保険負債(保険契約準備金)	2,682	△ 840	9,906	11,748
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				-
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金 に属するもの以外)	1,842			11,664
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				84
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	840	△ 840	-	-
非保険負債	8,102	△ 5	-	8,096
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを 除く)	-	-	-	-
その他の準備金	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
新株予約権付社債	-	-	-	-
退職給付引当金	102	-	-	102
役員退職慰労引当金	-	-	-	-
その他の引当金	28	-	-	28
価格変動準備金	5	△ 5	-	-
金融商品取引責任準備金	-	-	-	-
繰延税金負債	-	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-		-
未払法人税等	150	-	-	150
その他負債	7,815	-	-	7,815
純資産の部				
純資産	5,001	845	-	5,847
持込資本金等合計	5,148	845	-	5,994
供託金	200	-	-	200
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金	-	-	-	-
基金償却積立金	-	-	-	-
再評価積立金	-	-	-	-
基金償却積立金減少差益	-	-	-	-
資本剰余金	-	-	-	-
剰余金	4,948	-	-	4,948
規制上の準備金		845	-	845
(一)自己株式	-	-	-	-
自己株式申込証拠金	-	-	-	-
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	△ 146	-	-	△ 146
その他有価証券評価差額金	△ 146	-	-	△ 146
繰延ヘッジ損益	-	-	-	-
土地再評価差額金	-	-	-	-
為替換算調整勘定	-	-	-	-
退職給付に係る調整累計額	-	-	-	-
株式引受権	-	-	-	-
新株予約権	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
経済価値ベースの調整額				△ 154

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 継続企業の前提に関する事項

該当ありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

ア. 資産の部に計上される金融商品等

財務会計上は全ての金融商品等が時価評価されているため、貸借対照表計上額により評価されています。

イ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。ただし、プロポーショナルリティ原則を適用し、年限別の期待デフォルト率ではなく1年限目の期待デフォルト率を全年限に適用しております。

ウ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加算(または減算)しております。

② 当社は、資産の評価において、プロポーショナルリティ原則を適用したものはありません。

③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮したものはありません。

④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用したものはありません。

(2) 負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

ア. 経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。また、第一の簡便法に用いるコンバインドレシオ・新契約費については直近の実績によって設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計は、該当ありません。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。なお、将来の損害額の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。また、契約者配当については、該当ありません。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

当社では全保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。

主な通貨	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
日本円	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

iv. MOCE

MOCE は将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

イ. 負債の部に計上される金融商品等

負債の部に計上される金融商品等は該当ありません。

- ② 上述のとおり当社は、負債の評価において、再保険を付した保険契約の再保険回収額の回収不能想定額について、年限別のデフォルト率を採用するところ、プロポーショナルリティ原則を適用し、1 年限目のデフォルト率を全年限に採用しました。

プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

- ③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮したものはありません。
- ④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる損害率及び契約者行動に関する前提の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しています。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1) 経済価値ベースの保険負債

- ① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額 11,748 百万円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記 3.(2)①負債の評価方法に記載のとおりです。

イ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

注記 3.(2)①負債の評価方法に記載のとおりです。

(2) 会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

6. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

7. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

(6)外国証券の種類別差異調整に関する事項

2025 年度末

(単位:百万円)

外国証券の種類別差異調整(単体ベース)				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	673	-	-	673
国債	193	-	-	193
地方債	-	-	-	-
社債	479	-	-	479
株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

(注)本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

(7) 保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025 年度末

(単位: 百万円)

保険負債の商品別差異調整(単体ベース)						
項 目	イ 財務会計 ベースの額	ロ 再保険の グロス アップ	ハ 非経済前提 の更新	ニ 経済前提 の更新	ホ その他	ヘ 経済価値 ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	1,842	22,177	△ 12,375	19	-	11,664
生命保険契約等	-	-	-	-	-	-
損害保険契約等	1,842	22,177	△ 12,375	19	-	11,664
未経過責任に係る保険負債	649	15,561	△ 12,375	1	-	3,837
財物保険類似	517	9,058	△ 5,811	1	-	3,766
自動車保険類似	-	-	-	-	-	-
賠償責任保険類似	84	5,855	△ 5,890	-	-	50
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	0	616	△ 609	-	-	7
その他保険	47	29	△ 63	-	-	14
既経過責任に係る保険負債	1,192	6,616	-	17	-	7,826
財物保険類似	875	5,918	-	18	-	6,813
自動車保険類似	0	0	-	0	-	0
賠償責任保険類似	139	693	-	0	-	833
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	0	0	-	0	-	0
その他保険	176	4	-	△ 1	-	179
再保険回収額	-	22,177	△ 12,348	1	-	9,830
生命保険契約等	-	-	-	-	-	-
損害保険契約等	-	22,177	△ 12,348	1	-	9,830
未経過責任に係る保険負債	-	15,561	△ 12,348	1	-	3,214
財物保険類似	-	9,058	△ 5,864	1	-	3,196
自動車保険類似	-	-	-	-	-	-
賠償責任保険類似	-	5,855	△ 5,848	-	-	7
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	616	△ 611	-	-	5
その他保険	-	29	△ 25	-	-	4
既経過責任に係る保険負債	-	6,616	-	0	-	6,615
財物保険類似	-	5,918	-	1	-	5,920
自動車保険類似	-	0	-	0	-	0
賠償責任保険類似	-	693	-	△ 1	-	691
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	0	-	0	-	0
その他保険	-	4	-	0	-	4

(注) 生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の内訳である各項の記載を省略しております。

(8) ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2025 年度末

(単位: 百万円、%)

感応度分析(単体ベース)								
項 目	イ 当期末の 数値	ロ 円金利 50 ベース・ ポイント 上昇	ハ 円金利 50 ベース・ ポイント 下降	ニ 米ドル 金利 50 ベース・ ポイント 上昇	ホ 米ドル 金利 50 ベース・ ポイント 下降	ヘ 円金利 UFR50 ベース・ ポイント 下降	ト 株式・ 不動産 10%下落	チ 為替 10% 円高
ソルベンシー・ マージン比率	278.0%	+1.0%	△1.1%	-	-	-	-	△1.1%
適格資本の額	5,686	+7	△7	-	-	-	-	△30
総資産	25,538	△37	+37	-	-	-	-	△54
保険負債の額 (MOCEを除く)	11,664	△44	+45	-	-	-	-	-
現在推計を超えるマ ージン(MOCE)の額	84	△0	+0	-	-	-	-	△0
非保険負債の額	8,096	-	-	-	-	-	-	△23
純資産の額	5,693	+7	△7	-	-	-	-	△30
所要資本の額	2,045	△4	+4	-	-	-	-	△3
生命保険リスクの額	-	-	-	-	-	-	-	-
市場リスクの額	175	△0	+0	-	-	-	-	△6

(注) シナリオ「ニ. 米ドル金利 50 ベース・ポイント上昇」、「ホ. ドル金利 50 ベース・ポイント下降」、「ヘ. 円金利UFR50 ベース・ポイント下降」および「ト. 株式・不動産 10%下落」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が 1%未満であるため、記載を省略しております。

(9) 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(10) ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた前提及び手法に関する事項

2025 年度末

1. 子会社株式に係る特例手法の適用

該当ありません。

2. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合(「保険契約ポートフォリオ」といいます)ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。当社では全保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。

一般バケットの主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
日本円	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。また、第一の簡便法に用いるコンパインドレシオ・新契約費につ

いては直近の実績によって設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計は、該当ありません。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。なお、将来の損害額の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

- c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法
保証とオプションを反映すべき商品を販売していないため該当ありません。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

所要資本の額の計算において、マネジメント・アクションの効果を考慮したものはありません。

b. リスク削減手法

損害保険リスク及び巨大災害リスク所要資本の額の計算において、再保険による期待回収額をリスク削減効果として反映しております。

- c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用
該当ありません。

- d. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用
損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法は採用しておりません。

e. 内部モデル手法の適用

巨大自然災害リスクの額の計算にあたり、内部モデル手法は採用しておりません。

f. 内部割引率手法の適用

金利リスクの額の計算にあたり、金利リスクに係る内部割引率手法は採用しておりません。

- 4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法
該当ありません。

- 5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(11) ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

2025 年度末

ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、業務部門から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、経営会議へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても社内規程等に定めて、経営会議にて承認を得ております。経営会議は検証責任者による検証結果について、報告を受けております。

5. 時価情報

(1) 有価証券

- ① 売買目的有価証券
- ② 満期保有目的の債券
- ①、② 全て該当ありません。

③ その他有価証券

(単位: 百万円)

区分 \ 年度	2024 年度			2025 年度		
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
公社債	1,201	1,108	△93	1,301	1,181	△120
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	702	680	△21	702	673	△28
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1,903	1,789	△114	2,003	1,854	△149

(2) 金銭の信託

(3) デリバティブ取引

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

(5) 先物外国為替取引

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(2)～(7) 全て該当ありません。

Ⅵ 保険会社及びその子会社等の概況

Ⅶ 保険会社及びその子会社等の主要な業務

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

Ⅵ、Ⅶ、Ⅷとも全て該当ありません。

IX

本社概要（2025 年 12 月末）

会 社 名： 現代海上火災保険株式会社
(Hyundai Marine & Fire Insurance Co., Ltd.)

本 社 所 在 地： 韓国ソウル特別市鐘路区世宗大路 163

代 表 者： 代表取締役 李 碩鉉

設 立： 1955 年 3 月 東方海上保険株式会社 設立
1985 年 10 月 現代海上火災保険株式会社に商号変更

資 本 金： 447 億ウォン

総 資 産： 496,458 億ウォン (IFRS17 基準)

営 業 収 益： 175,693 億ウォン (IFRS17 基準)

税 引 後 利 益： 5,611 億ウォン (IFRS17 基準)

海 外 法 人： 4 法人(ニューヨーク、北京、シンガポール、ハノイ)

海外支社・支店： 日本支社、アメリカ支店

海 外 事 務 所： 4 事務所 (ロンドン、フランクフルト、ハノイ、北京)

従 業 員： 3,987 名

代 理 店： 5,384 店

格 付 け： AM Best 社 A(Stable)
Standard & Poor's 社 A(Stable)

URL: <http://www.hi.co.kr>



現代海上火災保険株式会社 日本支社